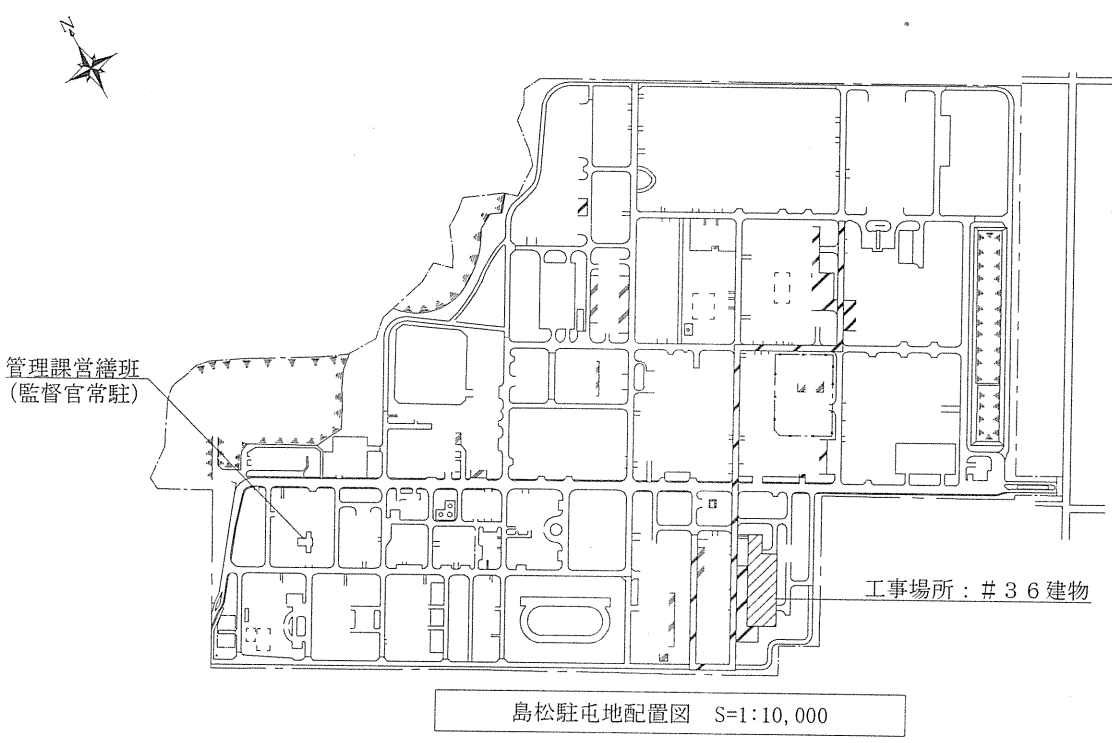
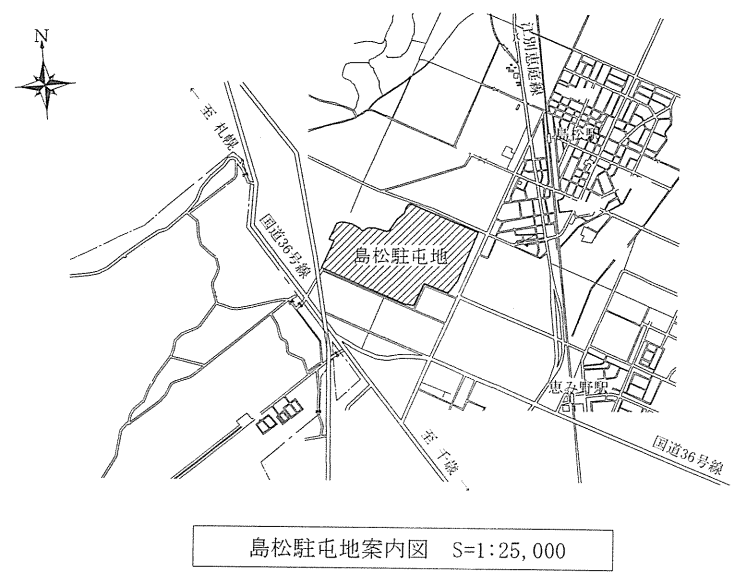


仕 様 書

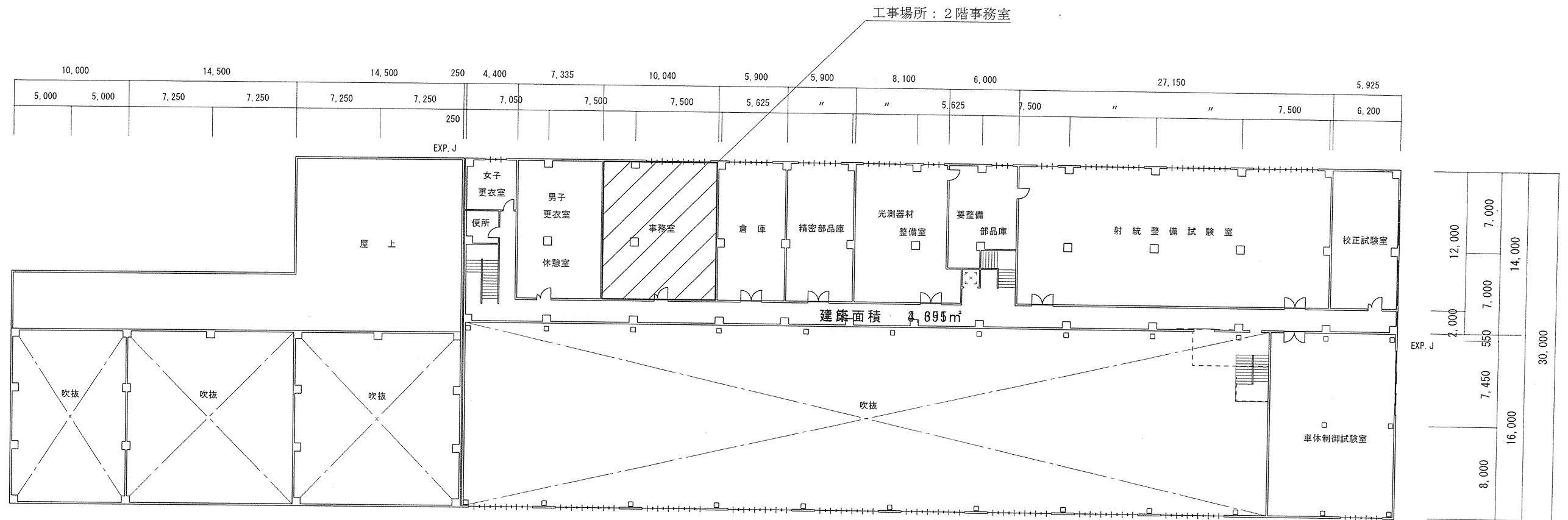
- 1. 工事名 : #36建物自動火災報知設備改修
- 2. 工事場所 : 北海道恵庭市西島松308番地 陸上自衛隊島松駐屯地
- 3. 工事概要 : 自動火災報知設備改修 一式

項目	事 項										
1 総 則	仕様書及び図面は、陸上自衛隊島松駐屯地において実施する「#36建物自動火災報知設備改修」において必要な事項を制定する。										
2 施 工	本工事は、特記仕様書及び図面によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書及びメーカー仕様等に基づき、入念に施工する。										
3 疑 義	特記仕様書及び図面との内容に相違ある場合や明示ない場合又は疑いを生じた場合には、すべて監督官と協議しなければならない。										
4 軽微な変更	施工に際し現場の納まり、取合い等の為に位置又は工法を変え、それによる数量を増減する等軽微な変更は監督官の指示に従う。尚、この場合の請負金額および工期については変更しない。										
5 材 料	使用する材料は、すべて新品とし、設計図書に定める品質及び性能を有するもの。ただし、同等品を使用する場合は監督官の承認を受ける。										
6 材 料 検 査	すべての材料は作業現場に搬入後、監督官の検査を受け合格したものを使用する。										
7 現 場 管 理	(1) 作業現場は、常に諸材料の整理整頓、その他清掃を行い火災等の事故防止に努める。 (2) 出入り口及び危険性のある場所には、危険表示などの処置を行う。 (3) 作業現場及び許可された場所以外への無断立ち入り等は厳禁とする。 (4) その他部隊側の諸規則及び指示に従い施工する。										
8 安 全 管 理	労働安全衛生法の定めるところにより、十分な安全管理対策を行い災害の未然防止を図る。										
9 書 類 整 理	書類の整理は、請負業者の責任において監督官の指示通り遅滞なく行う。										
10 写 真	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分 類</th> <th style="width: 15%;">規 格</th> <th style="width: 15%;">部 数</th> <th style="width: 60%;">撮 影 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td rowspan="3">サービス判以上</td> <td rowspan="3">各1部 (アルバム等張付け)</td> <td rowspan="3">撮影箇所は隠蔽となる箇所及び監督官の指示する場所を撮影する。</td> </tr> <tr> <td>作業中</td> </tr> <tr> <td>完成時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) (社)公共建築協会「工事写真の撮り方(改訂第2版)」を参考に整理する。 (2) デジタルカメラを使用して撮影する場合は、200万画素以上のもので撮影する。</p>	分 類	規 格	部 数	撮 影 箇 所	着手前	サービス判以上	各1部 (アルバム等張付け)	撮影箇所は隠蔽となる箇所及び監督官の指示する場所を撮影する。	作業中	完成時
分 類	規 格	部 数	撮 影 箇 所								
着手前	サービス判以上	各1部 (アルバム等張付け)	撮影箇所は隠蔽となる箇所及び監督官の指示する場所を撮影する。								
作業中											
完成時											
11 後 片 付 け	作業完了に際しては、作業現場の後片付け清掃等を行う。										
12 電 気 ・ 水 道	電気・水道は、請負業者の負担において準備する。										
13 発 生 材	発生材については、業者の責において法令に基づき適正に処理し、manifestの写しを提出する。但し鉄屑及びアルミ屑等の金属類については、監督官の指定する場所(島松駐屯地内)に運搬し整理のうえ集積する。										
14 竣 工 検 査	本工事終了後、仕様書及び図面等に基づき、請負業者・監督官が立会いのうえ、検査官が指定した日時に行う。										

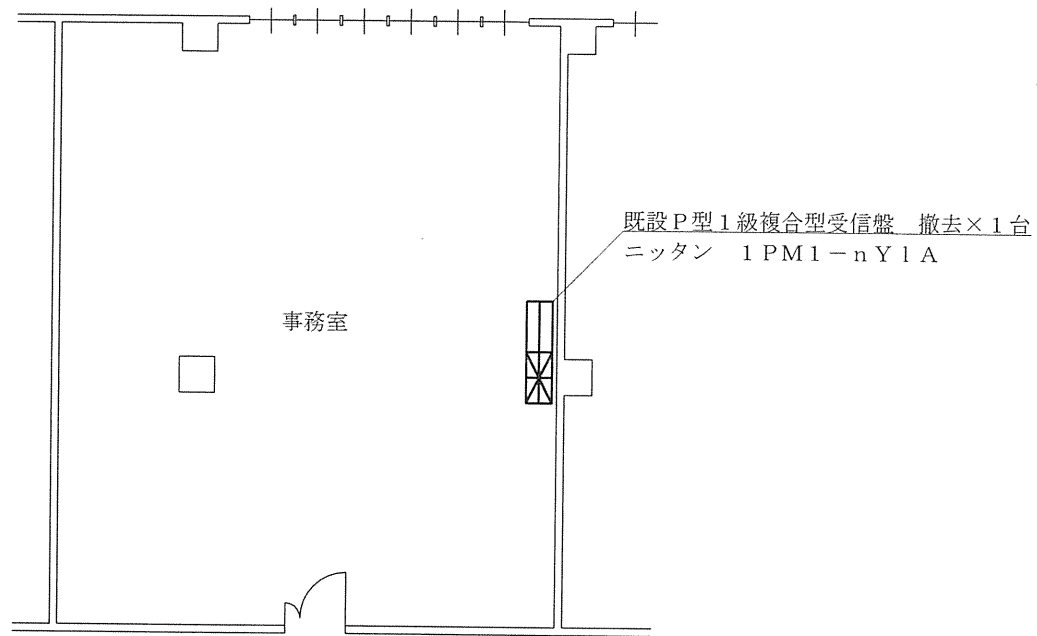
特 記 事 項	1 電気設備工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置する設備は消防法に適合するものとする。 (2) 自動火災報知設備の試験は、官側の立会いの下、消防用設備等の試験基準に基づき実施し、試験結果報告書を官側へ提出する。 (3) 消防用設備の改修に係る届出等手続きについては請負業者が実施する。
	2 撤去工事	必要以上の箇所に損傷を与えてはならない。損傷を与えた場合は、請負業者の責任において原状に復す。



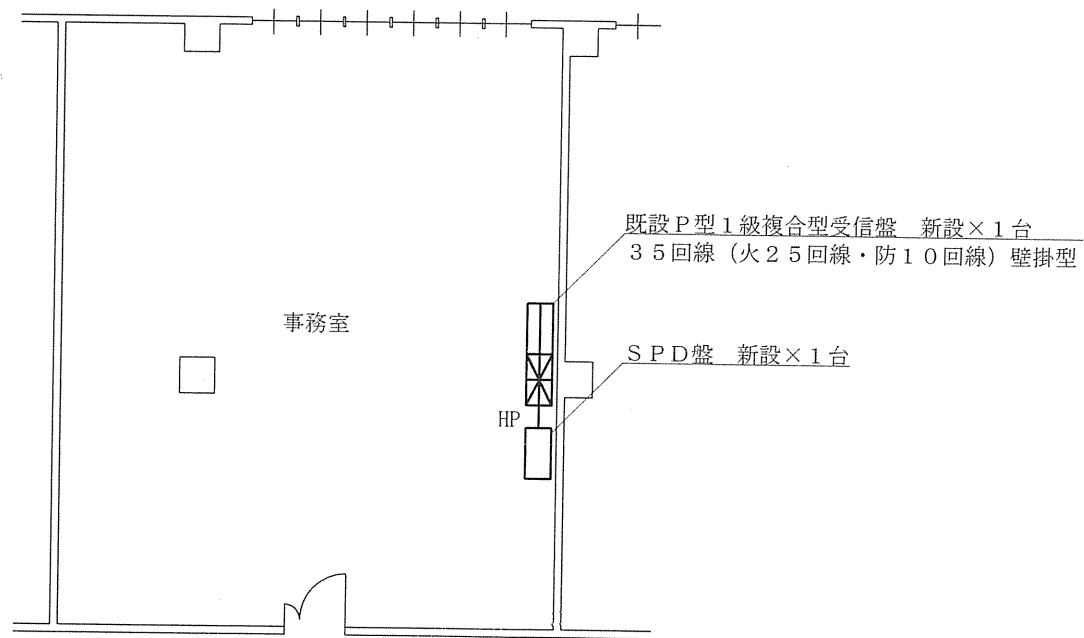
工事件名	#36建物自動火災報知設備改修	図面番号	1/2
種 別	仕様書・案内図・配置図	縮 尺	図 示
総務部長	管理課長	営繕班長	企画係長
管財主任			
北海道補給処総務部管理課営繕班			令和 6 年 2 月 4 日



3 6 建物 2 階平面図 S=1:400



事務所平面図 (改修前) S=1:100



事務所平面図 (改修後) S=1:100

工事件名	# 3 6 建物自動火災報知設備改修	図番	2 / 2
種 別	平面図・立面図	縮尺	図 示
北海道補給処総務部管理課営繕班		令和 6 年 2 月 4 日	